

特別児童扶養手当所得制限限度額表 (H14年8月から変更なし)

単位：円

| 扶養人数 | 請求者本人 | 配偶者及び扶養義務者 |
|----------------|------------|------------|
| | 所得額 | 所得額 |
| 0人 | 4,596,000 | 6,287,000 |
| 1人 | 4,976,000 | 6,536,000 |
| 2人 | 5,356,000 | 6,749,000 |
| 3人 | 5,736,000 | 6,962,000 |
| 4人 | 6,116,000 | 7,175,000 |
| 5人 | 6,496,000 | 7,388,000 |
| 以下、1人 増えるごと | 380,000円加算 | 213,000円加算 |

◆所得制限限度額に加算する額

(1)請求者本人の場合

- ①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
- ②特定扶養親族1人につき25万円

(2)配偶者及び扶養義務者の場合

老人扶養親族1人につき6万円（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円）

◆所得から控除する額

- 1. 障害者控除・・・270,000円
- 2. 特別障害者控除・・・400,000円
- 3. 寡婦(寡夫)控除・・・270,000円
- 4. 特別寡婦控除・・・350,000円
- 5. 勤労学生控除・・・270,000円
- 6. 配偶者特別控除、雑損控除、医療費控除、免税牛、開墾地小規模企業共済等掛金控除、土地改良後作所得免除については、課税台帳上の金額(源泉徴収票または確定申告書に記載された金額)を控除する
- 7. 社会保険料等相当額・・・一律80,000円